

社長のためのお勉強

令和4年4月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

令和4年度税制改正 所得拡大促進税制

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促すため、給与の支払額が前期より増加した中小企業については、法人税の納税を税額控除により減額する「所得拡大促進税制」が設けられています。令和4年度の改正では税額控除の率が最大40%まで引き上げられます。

「所得拡大促進税制」は、給与総額の増加率が、前年度比で1.5%以上増加した中小企業が対象になります。既存従業員のみならず、新規採用による増加も対象となります。

・税額控除率

(1) 教育訓練費がない場合

- ① 給与総額の対前年比の増加率1.5%以上2.5%未満の場合
⇒給与総額の対前年比増加額の15%を税額控除
- ② 給与総額の対前年比の増加率2.5%以上の場合
⇒給与総額の対前年比増加額の30%を税額控除

(2) 教育訓練費がある場合（教育訓練費の増加が、対前年比10%以上の場合）

- ① 給与総額の対前年比の増加率1.5%以上2.5%未満の場合
⇒給与総額の対前年比増加額の25%を税額控除
- ② 給与総額の対前年比の増加率2.5%以上の場合
⇒給与総額の対前年比増加額の40%を税額控除

いずれも控除税額の限度額は法人税の20%になります。

※令和4年4月1日から開始される各事業年度が対象になります。

郵送ではなくe-mailでの配信を希望される方はご連絡ください